

# 受検手続支援のご案内

技能実習計画の認定を受けたら

技能検定又は技能実習評価試験の受検申込みは速やかに！

申込み期限は

**遅くとも**

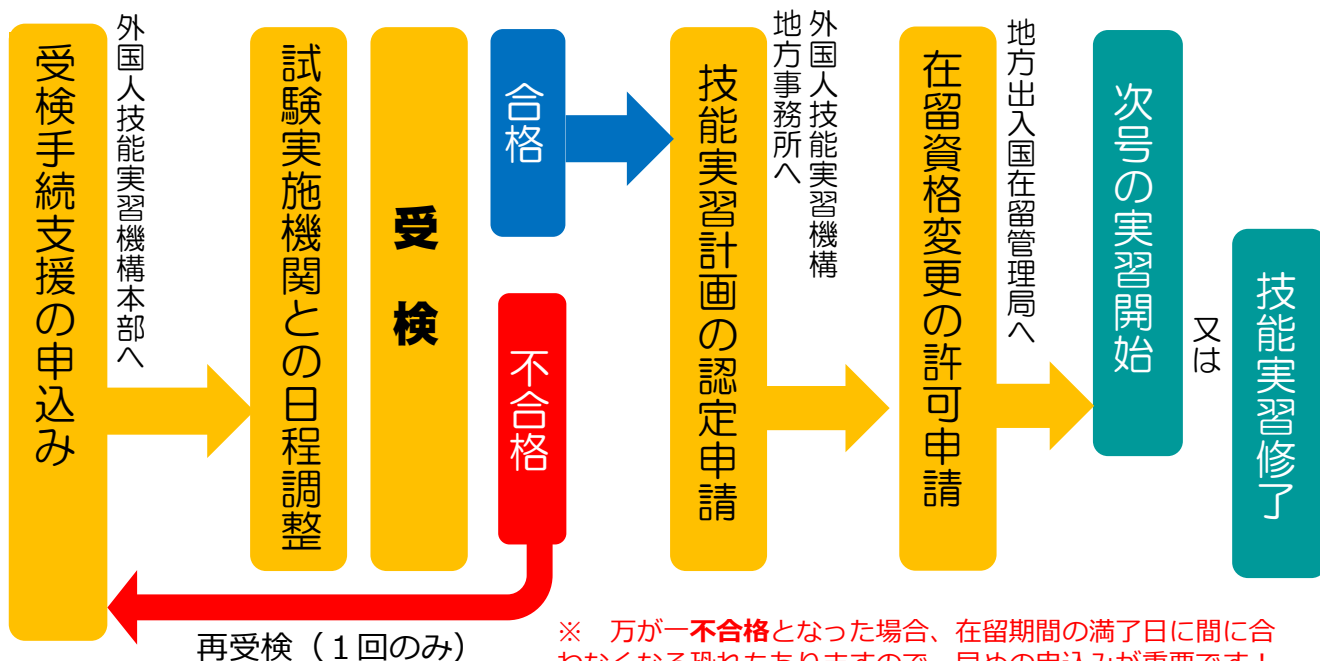
1号は、修了の 6 か月前まで ⚠

2号は、修了の 12 か月前まで

3号は、修了の 12 か月前まで



新型コロナウイルス感染拡大の影響により入国できなかった技能実習生が、2022年3月以降数ヶ月間に集中して入国した影響で、特に基礎級（初級）の受検は混雑が見込まれています。**期限までに申し込んでも希望時期・場所で受検できないことがあります**ので、できるだけ早めの申し込みをお願いします。



## 申込み期限がいつか確認してみましょう

1号なら6か月、2・3号なら12か月を、差し引きます。

実習修了予定日 年 月 日

申込み期限 年 月 日

例 2号の場合 2024年5月30日 12か月引いて → 2023年5月30日

実習開始前までに、実技試験で使用する設備、機器を必ずご確認ください。

特に随時2級、随時3級の実技試験は、**監理団体又は実習実施者が準備しなければならない設備、機器が基礎級の試験と大きく異なっている場合があります。**詳細は、**各試験実施機関**へご相談ください。

技能検定（指定試験機関方式除く）の試験問題は中央職業能力開発協会HPをご確認ください

<https://www.kentei.javada.or.jp/>

上記以外の試験問題は**各試験実施機関**へお問い合わせください

連絡先は以下のサイトでご確認ください

<https://www.juken.otit.go.jp/shikenichiran.html>



申込み方法は裏面 →

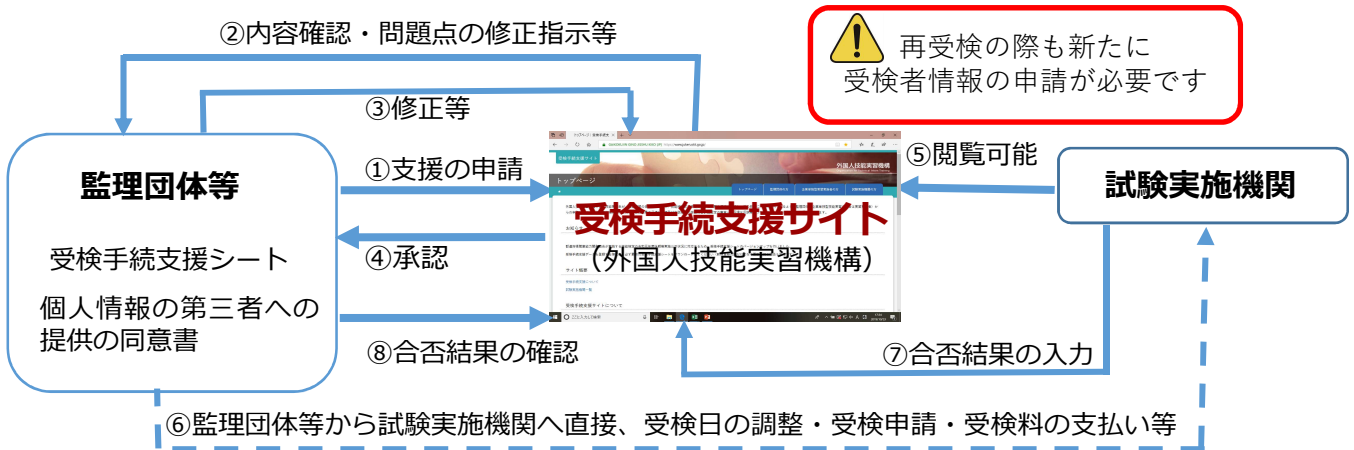
機構では、技能検定又は技能実習評価試験の

# 受検申込みを インターネットで取り次いでいます！

## 受検手続支援サイトのご案内

サイトURL <https://www.juken.otit.go.jp>

### 受検手続支援サイトの仕組み



### 基本ステップ

- 利用者登録（IDを取得）して、ログイン
- 受検情報、個人情報の第三者への提供の同意書を登録し支援を申請  
外国人技能実習機構が内容を審査し承認
- 試験実施機関に連絡し、受検日調整、受検申請、受検料支払 → 受検

### 試験の円滑かつ確実な実施のためお願い

- 受検情報の誤り（氏名のスペル、生年月日等）は手続に支障をきたします。  
**受検情報の記入は正確**をお願いします。
- 実技試験に必要な**会場、設備・機材の準備**について試験実施機関からの依頼にご協力をお願いします。  
また、事前に連絡を受けた**準備事項は、実習実施者に漏れなく伝達し、試験前に確実に準備**いただけますようお願いいたします。
- 技能検定委員候補者の推薦**にご協力ください（OB・OGの他、実習生を受け入れている企業の方であっても、他の企業に所属する実習生の技能検定委員になれる場合がありますので、都道府県職業能力開発協会にご相談ください。）。
- 監理団体と実習実施者で受検希望日を話し合ってから申請してください。
- 効率化のため、**集合試験**や複数の実習実施者の**試験日程をそろえる**調整にご協力ください。
- 業務等の都合による**受検日の変更**は、検定委員はじめ多くの関係者に影響を与えます。  
再調整にも時間を要しますので、**極力控えてください**。

**OTIT** 外国人技能実習機構

〒108-0022東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階  
TEL 03-6712-1974（受検手続支援窓口）

(2022.07)